

## CALS/EC 資格制度 登録事務規則

### (目 的)

第1条 CALS/EC 資格制度施行規程(以下、「規程」という。)第22条に基づき、「CALS/EC インストラクター」(以下、「RCI」という。)及び「CALS/EC エキスパート」(以下、「RCE」という。)の登録について必要な事項を定める。

### (登 録)

第2条 RCI 又は RCE となる資格を有する者が RCI 又は RCE となるには、規程第13条第1項及び第22条の定めるところにより、社団法人建設コンサルタンツ協会(以下、「協会」という。)に登録の申請を行い、協会に備える「RCI 登録簿」又は「RCE 登録簿」(以下、「登録簿」と総称する。)に登録されなければならない。

### (登録の審査基準)

第3条 規程第17条第1項による管理委員会が定めた審査基準は次のとおりである。

- (1) 協会が実施する CALS/EC 資格試験に合格し、財団法人日本建設情報総合センター理事長から合格証が交付された者であること。
- (2) 登録の更新を受けようとする者にあつては、登録の有効期間満了の前1年以内に別に定める更新講習を受講した者であること、又は別に定める継続教育による評価が以下に掲げる条件を満たしていること。
  - ア RCI にあつては、第4条第5項第2号の規定による期間内の評価の合計が60ポイント以上。ただし、登録してから最初の評価にあつては評価の合計が上記のポイントに22/24を乗じたポイント以上。
  - イ RCE にあつては、第4条第5項第2号の規定による期間内の評価の合計が80ポイント以上。ただし、登録してから最初の評価にあつては評価の合計が上記のポイントに22/24を乗じたポイント以上。
- (3) CALS/EC 資格試験の合格証を交付された日から登録申請を行わないまま2年以上を経過した者にあつては、登録の有効期間満了の前1年以内に、別に定める更新講習を受講した者であること。
- (4) 登録有効期間内に登録の更新を行わなかった者にあつては、以下のいずれかの条件を満たす者であること。
  - ア 第2号の条件を満たしている者で、登録抹消の日から1年を経過しない者。
  - イ 登録更新で登録の有効期間満了の前1年以内に、別に定める更新講習を受講した者。
- (5) 以下に掲げる事項に該当しない者であること。
  - ア 後見開始又は保佐開始の審判を受けたとき。
  - イ 第12条第1項第6号、第7号及び第8号の規定により RCI 又は RCE の登録が抹消され、

その抹消の日から2年を経過しない者。

(6) 登録又は登録の更新をしようとする日から過去2年の間に、RCI又はRCEとしてふさわしくない以下の不正等の行為を行ったことがない者であること。

ア 虚偽又は不正の事実に基づいてCALS/EC資格試験を受験し、又は登録または登録更新を受けた者。

イ RCI又はRCEの信用を失墜させた者、あるいはRCI又はRCEとして不名誉な行為を行った者。

(登録および登録更新の申請)

第4条 登録又は登録の更新を受けようとする者は、社団法人建設コンサルタンツ協会会長(以下、「会長」という。)に、次に掲げる事項を記載したRCI・RCE登録申請書(別記様式第1号)を提出しなければならない。

- (1) 氏名及び生年月日
- (2) 現住所並びに本籍地
- (3) CALS/EC資格試験の合格年月日及び受験番号
- (4) 合格したCALS/EC資格試験の名称
- (5) 所属する会社等の名称並びに所在地及び電話番号
- (6) E Mail アドレス

2. RCI・RCE登録申請書は、所属する会社等の代表者の証明を受けたものでなければならない。ただし、個人の場合にあってはこの限りでない。

3. 第1項の登録申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 住民票の抄本(本籍を含む)又は外国人登録証明書
- (2) 登録証用写真(半身脱帽、縦3cm×横2.5cmの大きさで、申請日から6ヶ月以内に撮影したもの)2枚
- (3) 合格証が交付され2年以上経過した後に登録を受けようとする者、又は登録の更新を受けようとする者にあつては、別に定める登録更新講習等の継続教育の実績を証明できる資料
- (4) 登録手数料振込領収書の写し

4. 登録の更新を受けようとする者にあつては、第1項の規定による登録申請書を原則として登録の有効期間満了日の属する年の7月31日までに提出しなければならない。ただし、登録申請書の受付開始日は、登録有効期間満了日の属する年の7月1日(当該日が土曜、日曜、祭日の場合は直後の平日)とする。

5. 継続教育による評価により登録の更新を受けようとする者にあつては、別に定めるCALS/EC資格制度更新講習など継続教育取扱要領第3条による継続教育の記録申告書を、登録の有効期間満了日の属する年の7月31日までに提出しなければならない。ただし、継続教育の記録申告書の受付開始日は、登録の有効期間満了日の属する年の7月1日(当該日が土曜、日曜、祭日の場合は直後の平日)とする。

(2) 第4条第5項第1号の規定による継続教育の記録申告書に記載する活動実施期間は、登録して

から登録有効期間満了日の属する年の7月31日までの期間とする。ただし、次の継続教育の記録申告書に記載する活動実施期間は登録の有効期間満了日の属する年の7月31日の翌日から2年間とする。

(登録の実施)

第5条 会長は、前条の規定による登録の申請があった場合は、第3条に定める基準に基づき審査を行わなければならない。

2. 審査の結果、登録を認められる者については、遅滞なく登録簿へ登載するものとする。
3. 審査の結果、登録を認められない者については、遅滞なくその理由を付して当該申請者に通知しなければならない。

(更新手続きの例外)

第6条 更新講習の受講によって登録更新を希望する場合、以下に掲げる事項の該当者は、本規則第

3条第1項第2号の審査基準にかかわらず、次項第1号に定める書類を添付して申請し、会長の承認を得て登録更新することができる。ただし、次項第2号に定める書類の提出により更新の事実を確定するものとする。

(1) 事故又は病気によって更新講習を受講できなかった者

(2) 海外出張のため、更新講習を受講できなかった者

2. 前項の規定に基づく書類は次のとおりとする。

(1) 更新講習を受講できなかった理由を証明できるもの

ア 事故又は病気の場合は、医師の診断書(1通)

イ 海外出張の場合は、所属する会社等の代表者が発行した証明書(1通)

(2) 登録更新後1年以内に実施される更新講習の受講とその修了証書の写しで、講習終了後30日以内に会長宛提出されたもの。

(登録簿に登載する事項)

第7条 規程第13条第2項に定める登録簿には、次の事項に登載するものとする。

(1) 氏名及び生年月日

(2) 現住所並びに本籍地

(3) CALS/EC 資格試験の合格年月日及び受験番号

(4) 合格した CALS/EC 資格試験の名称

(5) 所属する会社等の名称並びに所在地及び電話番号

(6) RCI 又は RCE 登録番号及び登録年月日

(7) RCI 又は RCE 登録の有効期間

(8) 写真

(9) E-mail アドレス

(登録証及び携帯登録証の交付)

第8条 会長は、第5条第2項によりRCI又はRCEの登録をしたときは、RCI・RCE登録申請書を提出した者に、それぞれRCI登録証又はRCE登録証(以下、「登録証」と総称する。)及び携帯登録証を交付する。

(1) 登録証に記載する事項

- ア 氏名及び生年月日
- イ 登録の年月日及び登録番号
- ウ 合格したCALS/EC資格試験の名称
- エ 有効期限

(2) 携帯登録証に記載する事項

- ア 氏名及び生年月日
- イ 登録番号
  
- ウ 合格したCALS/EC資格試験の名称
- エ 所属する会社等の名称
- オ 有効期限
- カ 写真

2. 登録証又は携帯登録証を汚損又は紛失した場合は、協会に届け出るとともに遅滞なく登録証又は携帯登録証再交付申請書(別記様式第2号)と写真(半身脱帽、縦3cm×横2.5cmの大きさで、申請日から6ヶ月以内に撮影したもの)1枚及び再交付手数料を添えて、会長に申請しなければならない。

3. 会長は、前項の規定による申請があった場合は、第8条第1項に規定する登録証又は携帯登録証を再交付するものとする。

(登録申請書等の提出及び受付)

第9条 登録申請書等の提出は、下記によるものとする。

2. 登録申請書等は、書留郵便(封筒(角2))に関係書類を同封)あるいは協会へ直接持参する方法により提出しなければならない。

(登録の有効期間)

第10条 登録の有効期間は、合格証が交付された日から2年間とする。

2. 登録更新後の有効期間は、従前の登録の有効期間満了の日の翌日から2年間とする。

(登録証明書の交付)

第11条 会長は、規程第13条第2項に定める登録簿の内容に合致するRCI・RCE登録証明願を提出した者に対し、RCI・RCE登録証明書を交付する。この場合の手数料は徴収しないものとする。

(登録事項の変更の届出等)

第12条 RCI又はRCEは、第7条に掲げる事項に変更があったときは、2週間以内に変更届出書(別記様式第3号)を会長に提出しなければならない。

2. 前項のうち、第7条第1項の第1号に変更が生じた場合は登録証及び携帯登録証を、第7条第1項第5号に変更が生じた場合は携帯登録証を添えて、変更届出書を提出しなければならない。
3. 会長は、第1項の規定による届出があった場合は、第7条に定める登録簿記載事項の該当する箇所を訂正し、第2項に該当する場合は、第8条第1項に規定する登録証又は携帯登録証を新たに交付するものとする。この場合の手数料は、徴収しないものとする。

(登録の抹消)

第13条 会長は、次に掲げる事項に該当する場合は、当該登録を抹消するものとする。

- (1) 本人から、登録廃止届出書(別記様式第4号)により申し出があった場合。
  - (2) 第4条に定める登録更新の申請を行わなかった場合。
  - (3) RCI登録者がRCEの登録を受けたときのRCI登録。
  - (4) 第6条第1項の規定に基づき登録の更新を受けた者が、第6条第2項第2号に定める更新講習修了証書の写しを期限までに提出しなかった場合。
  - (5) 第3条第1項第1号に規定する審査基準を満たさなくなったとき。
  - (6) 第3条第1項第5号のA及び第6号に規定する審査基準を満たさなくなったとき。
  - (7) 第4条及び第6条に規定する登録申請の内容について虚偽があることが判明したとき。
  - (8) 正当な理由がなく、第11条第1項に規定する変更届出書の提出を怠ったとき。
2. 前項の規定により登録を抹消したときは、遅滞なくその理由を付して当該人に通知しなければならない。
  3. 前項の規定による通知を受けた者は、遅滞なく登録証及び携帯登録証を会長に返納しなければならない。ただし、第1項第1号で返納済みの者を除く。

(登録簿等の閲覧等)

第14条 会長は、国、地方公共団体等の書面による要請に応じて登録者リストを提供することができる。また、会長は、登録者の文書による同意と申告を得た上で、登録者から申告された内容を公開することができる。

(登録等の手数料)

第15条 規程第19条に定める登録手数料は、次のとおりとする。

- (1) 新規登録及び更新登録手数料(登録証及び携帯登録証の交付を含む)  
金 10,000 円
- (2) 登録証又は携帯登録証の再発行手数料

金 5,000 円

(その他)

第16条 本規則に定めない事項及び疑義を生じた事項については、会長は管理委員会に諮って処理するものとする。

(附 則)

この規則は、平成13年6月25日から施行する。

この規則は、平成14年12月11日から施行する。

この規則は、平成15年3月7日から施行する。

この規則は、平成16年3月9日から施行する。

この規則は、平成17年12月1日から施行する。

この規則は、平成18年3月1日から施行する。